

平成 15 年 5 月 20 日

減損会計及び時価評価の適用に関する緊急検討

参考人聴取の要約

Ⅰ. 参考人一覧

	名前	役職等	実施日
【作成者】	榎 正博氏	社団法人 日本貿易会 経理委員会 委員長 (丸紅株式会社 経理部長)	5/1
	中村 仁氏	社団法人 日本貿易会 経理委員会 副委員長 (住友商事株式会社 理事 主計部長)	
	橋本 雅博氏	住友生命保険相互会社 調査広報部長	5/1
	清水 俊二氏	社団法人 不動産協会 企業財務・会計委員会 委員長 (野村不動産株式会社 常務取締役)	5/1
	高野 博信氏	社団法人 日本建設業団体連合会 会計・税制 委員会 会計専門部会 (鹿島建設株式会社 主計部長)	5/1
	小寺 康雄氏	社団法人 日本建設業団体連合会 会計・税制 委員会 会計専門部会 (株式会社大林組 経理部副部長)	
	山口 信夫氏	日本商工会議所 会頭	5/9
	片山 直樹氏	全国銀行協会 企画委員会 経理検討部会委員 (株式会社東京三菱銀行 総合企画室 主計グループ次長)	5/9
【監査人】	伊藤 大義氏	日本公認会計士協会 常務理事	4/22
【利用者】	松本 大氏	マネックス証券株式会社 代表取締役社長	4/22
	マーク・ゴールdstayn氏	インスティテュショナル シェアホルダー サービス株式会社 ディレクター グローバルサーチ主席研究員	5/1
	大崎 貞和氏	株式会社野村総合研究所 資本市場研究室長	5/9
【学識経験者・エコノミスト】	菊池 英博氏	文京学院大学 経営学部 教授	4/22
	吉川 洋 氏	東京大学 大学院経済学研究科 教授	5/9
	和田 哲朗氏	日本銀行 企画室 参事役	5/9
	池尾 和人氏	慶應義塾大学 経済学部 教授	5/9
	田中 弘氏	神奈川大学 経済学部 教授	5/9

II. 参考人の意見の分析

固定資産の減損会計の強制適用開始時期の延期・長期保有の有価証券の時価評価及び強制評価減の選択制の採用をすべきとの意見

1. 固定資産の減損会計・長期保有の有価証券の時価評価及び強制評価減の両方に関連する内容

【デフレ対策・経済対策の観点】

1. 時価会計・減損会計は、金融機関の自己資本を減少させることになり、自己資本規制とあいまって、中小企業に対する貸渋り・貸出回収が加速することとなる。(日商山口会頭、菊池教授)
2. 一般企業においても、時価会計・減損会計適用による担保目減り及び財政状態の悪化により、金利の大幅引き上げ又は貸出の回収が起こり、生きるべき企業が倒産する。(日商山口会頭、菊池教授)

【財務諸表の信頼性の観点】

3. 国際的な信頼を失うという議論は理解しているが、日本発の世界同時不況を避ける観点で実施すれば、国際的な理解は得られる。(日商山口会頭)
4. 時価会計・減損会計の凍結又は延期を行っても、国際的にはデフレ対策を優先したものと高く評価され、国際的な批判を受けるおそれはない。(菊池教授)

2. 固定資産の減損会計に関連する内容

【デフレ対策・経済対策の観点】

5. 減損会計導入に向けて通常の需給バランスを超えた売却圧力が高まる可能性がある。(住友生命、日建連、全銀協)
6. 減損損失が税務上損金算入されない場合、税務メリットを得るため売却され地価下落につながる可能性がある。(不動産協会、全銀協)
7. 減損会計を導入すると、設備投資に対する経営者の姿勢が過度に慎重になり、経済全体に活力がなくなる。(日建連)

3. 長期保有の有価証券の時価評価及び強制評価減の両方に関連する内容

【デフレ対策・経済対策の観点】

8. 我が国では、欧米に見られない銀行と一般企業の間株式の持ち合いが行われている一方で、個人の株式保有が少ない。よって、持ち合い解消が進む過渡期の中では、放出された株式を買い支えるシステムがないため、連鎖的な株価低下が起こり、金融システムの不安定要因になる。(日商山口会頭、住友生命)

【会計理論的な観点】

9. 長期保有の株式を期末の一時点で評価することは妥当ではないのではないか。（住友生命、田中教授）
10. 有価証券の時価評価は、期末日の取引価格で評価するが、大量売却があればその価格では売却できない。結果的に、含み損をつくることとなる。（田中教授）

【その他の観点】

11. 先進国で時価評価を適用しているのは、米国と日本だけであり、国際標準ではない。米国は株式保有は少ないため、実質的に適用しているのは日本だけである。（日商山口会頭、田中教授）

4. その他

12. 会計基準については、経済に影響を与える重要な問題であるため、国家戦略に基づくべきであり、政治や立法で対応すべき問題である。（日商山口会頭）

固定資産の減損会計の強制適用開始時期の延期・長期保有の有価証券の時価評価及び強制評価減の選択制の採用をすべきではないとの意見

1. 固定資産の減損会計・長期保有の有価証券の時価評価及び強制評価減の両方に関連する内容

【デフレ対策・経済対策の観点】

13. 会計基準は経済実態を反映する道具であり、会計基準を変えても経済実態は変わらない。日本経済の問題は、「経済」の問題であり、「会計」の問題ではない。（吉川教授、野村総研大崎室長、会計士協会）
14. 割高であった資産価格の訂正プロセスで、本来の価値を下回る現象が起こってる可能性もあるが、会計ルールの変更がその是正に寄与するという論拠は見出しがたい。（池尾教授）
15. 資産を売却すべきかどうかは、会計処理に関わらず、それらの資産を保有し続けることが企業価値の長期的な向上につながるかどうかという観点から判断される。（野村総研大崎室長）
16. 株式市場は経済の鏡であり、株価の下落が日本企業の現状に関して警告を発していることに疑いはないが、会計処理を変更することは、警告音を聞こえにくくすることになりすぎない。（野村総研大崎室長）
17. 株価下落が金融機関の経営にマイナスの影響を与えているとしても、金融機関から株式を切り離すことにより対処すべきである。（吉川教授）

【財務諸表の信頼性の観点】

18. 投資家の信用を維持するためには、安定したルールが必要であり、会計基準の変更は市場の期待を裏切るおそれがある。(ISS マーク・ゴルト・スタイン デイルクター)
19. 時価評価の選択制を認めることは、例えば家具をメートル法と尺貫法で表記するようなもので、投資家不在の発想である。(マネックス松本社長)
20. ルール通りに処理すると業績が悪く見えるので、会計基準を変更するのは、投資家を欺く行為である。(野村総研大崎室長)
21. 会計基準は比較可能性を保持できるよう設定すべきであり、朝礼暮改や安易な選択制は適切ではない。長期に亘る議論の末に採用された会計基準を軽々に変更した場合、会計基準の作成プロセスそのものが疑問にさらされる。(野村総研大崎室長)
22. 時価会計・減損会計の選択制又は延期は、国内・海外から会計基準の後退と判断される。過去にも、有価証券を低価法から原価法に変えたことがあったが、諸外国からは驚きと冷笑を受けた。(会計士協会)
23. 時価評価・減損会計の凍結は、本邦会計基準への不信感を募らせ、国際的な信用失墜につながる。国際入札等への悪影響・海外資金調達コストの上昇を招く。(日本貿易会、日建連)
24. 国際的な不信を招き、海外投資家の対日投資を減少させることとなる。(マネックス松本社長)

【その他の観点】

25. 減損会計・時価評価を適用しなくても、資産に多額の含み損があり実質的に債務超過の場合、ゴーイング・コンサーンの注記を要求し、監査報告書にも記載することとなる(会計士協会)

2. 固定資産の減損会計に関連する内容

【財務諸表の信頼性の観点】

26. 市場は固定資産に対して厳しい見方をしており、スケジュールどおり強制適用を行うことができ、早期適用も更に前倒しを認めるべきである。(日本貿易会)

【実効性の観点】

27. 2005 年度の強制適用まで十分な期間があり、企業側の対応に支障はなく、すでに多くの企業で経営戦略を立案している。(日建連)
28. 株式市場は、すでに減損会計による影響を織り込んでいる。(日建連)

【その他の観点】

29. 施行規則第 29 条の「予測することができない減損」は、企業会計上の減損を含むと考

えられ、導入を延期しても商法上の減損の状況になった場合、相当の減損が必要なる。
(会計士協会)

3. 長期保有の有価証券の時価評価及び強制評価減の両方に関連する内容

【デフレ対策・経済対策の観点】

- 30. 資産を売却するから資産デフレが進行するのではなく、本来の時価は更に低いレベルにあるため売却が行われているにすぎない。(マネックス松本社長)
- 31. 株式市場に買い手がないという報道は誤りであり、毎日数千億円の売買が成立している。低い価格で売り手買い手が合意しているにすぎない。(野村総研大崎室長)

【財務諸表の信頼性の観点】

- 32. 有価証券の時価評価は、すでに導入されている会計処理であり、会計の継続性の原則、また我が国の会計基準に対する信頼性の観点からも変更は望ましくない。(全銀協)

【実効性の観点】

- 33. 時価評価の選択制を適用しても原価評価を選択する会社はないと思われ、そもそも合目的ではない。(マネックス松本社長)
- 34. 時価評価の選択制を適用しても、有価証券の時価は明らかであり、むしろ原価法を適用したことの不信感を与えるだけである。(日本貿易会)

【その他の観点】

- 35. 仮に選択制が適用され証取会計上強制評価減が実施されなくても、強制評価減は商法上要求されているため、商法、証取法両者の同一性を図るため、証取会計上も実施せざるを得ない。(会計士協会)
- 36. 一般の事業会社と経営形態が異なり、運用が超長期にわたる生命保険業については、業種固有の会計処理を検討する余地がある。(伊藤氏)

以 上